

北九州市立大学文学部紀要

(人間関係学科)

第 24 卷

目 次

濱野 健

多元化する家族とその社会的支援
—別居後の共同養育事情を中心として— 1

北九州市立大学文学部

2017年3月発行

JOURNAL OF
THE FACULTY OF HUMANITIES
THE UNIVERSITY OF KITAKYUSHU
(HUMAN RELATIONS)

Vol. 24

CONTENTS

Takeshi Hamano

Social Support Systems of Shared Parenting: Exploring its Policy and Practice
in the Comparative Sociology of the Family 1

Published
by The Faculty of Humanities
The University of Kitakyushu
Kitakyushu, Japan
March 2017

多元化する家族とその社会的支援 —別居後の共同養育事情を中心として—

濱 野 健

キーワード：離婚、共同養育、良い離婚、オーストラリア、Family Relationship Centre

1. はじめに

近年、とりわけ1990年以降の日本では社会変化は著しいと言われるようになった。中でも「家族」についての様々な出来事は、私たちにこれまでにない意識の変化を求めつつある。社会学では、このような変化を「個人化」の進行として理論化し、個々人が理想とするライフコースのあり方と、家族という親密な関係性のいずれもが、従来の社会的・文化的な規範に基づく合意では決定されにくくなってきたことを指摘する（Giddens 1992; Beck and Beck-Gernsheim 2002）。しかし、家族における「個人化」を、従来の家族規範の崩壊であるとか、家族関係の解体、あるいは家族構成員の利己的な行動の増加などといった、擬似的な道徳的判断にて考察しているのではないことに注意が必要である。ここでいう「個人化」とは、構成員の一人一人が、他の家族の便宜や自己利益による強制を受けることなく、互いをかけがえのない「個人」と見なし、関係する全てにとっての最大限の幸福を追求することを自身のライフコースの前提とみなす意識のことである。この近代的な意識の発達が、例えば家族構成員の「最大の幸福」あるいは「人権」の尊重といった意識の発展と相互に影響していることはいうまでもない。現在、こうした「個人化」意識は、日本のみならず世界各地で徐々に共有されつつあり、それに基づく社会問題への取り組みに対する必要性が具体的に論じられるようになってきている。

以上のような社会的背景を前提として、私たちは現代の家族観紛争について考える必要がある。近年の日本でその特徴が顕著に見られるのが、離婚およびその後の子どもの共同養育のあり方を巡る議論である。戦後日本の離婚率はゆるやかな上昇を経験し、とりわけ90年代にその傾向が顕著であった。厚生労働省の報告によれば、平成26年の「人口動態統計の年間推移」にて、近年の離婚率（人口1000に対する離婚者数の割合）は1.77であった。ちなみに、昭和38年の調査では同数値は0.73となっており、それが平成10年には1.94まで上昇、現代でもやや高い水準で離婚率が維持されている状況がうかがえる（図1参照）。

多元化する家族とその社会的支援
—別居後の共同養育事情を中心として—

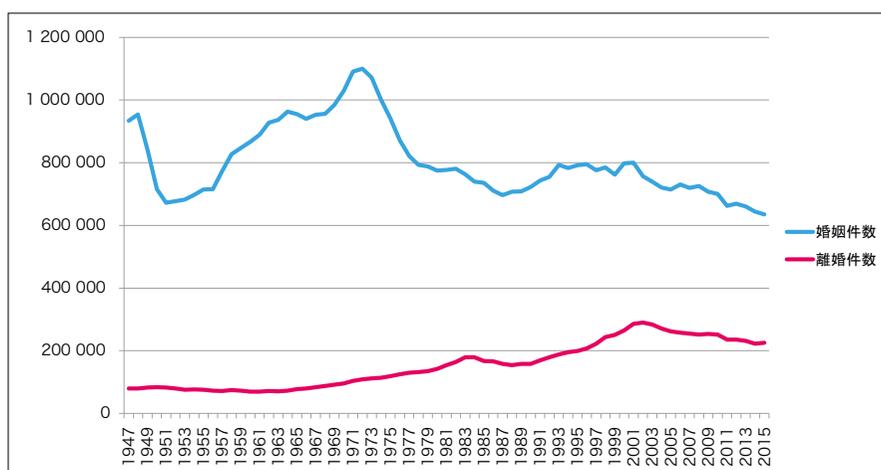


図1 婚姻数および離婚件数の推移 (1947 - 2015)

出典：厚生労働省 (2015) をもとに筆者作成

表1 近年の子の監護事件数 (全家庭裁判所)

申し立て区分	養育費・扶養料	面会交流	子の引渡し	監護者の指定
2012年 (平成24年)	18,482	8,828	1,902	2,443
2011年 (平成23年)	17,808	7,965	1,979	2,047
2010年 (平成22年)	18,438	7,001	1,417	1,742
2007年 (平成19年)	17,845	6,349	1,224	1,497
2006年 (平成18年)	15,372	5,197	907	1,095

出典：司法統計 (2016) をもとに筆者作成

離婚件数の増加は、当然のことながら子の監護権を巡る家事紛争を増加させている (表1参照)。司法においても、本年平成27年度6月18日付の「最高裁判所長官挨拶」にて、民事の分野で利害関係が錯綜する事件や対立が根深く困難な事件が増えていることが指摘されている。例えば家事の分野でも、子の奪い合いを背景とする親権者変更事件や面会交流事件が増加し、「裁判官を始めとする家事事件を担当する職員は、このような家事事件をめぐる状況の変化を踏まえ、常に実情に即した問題意識を持ち、新しい発想と創意工夫を持って、実務の運営の改善に取り組んでいかなければなりません」(裁判所 2015:4) と、増加する家事事件への問題意識とそれに対する現実的な実行力の必要性が言及されている。しかし、棚瀬孝雄によれば、面会交流紛争が増加している一方、実際に申し立てに基づいて面会交流が認められたのは全件数のわずか五割にも満たないという。その中でも月一回以上の面会が認められたのはその半数、宿泊付きの面会交流が認められたのは全件数のわずか15%程度だという。結果、「家裁事件の中でも、面会交流事件は最後まで争いが残り、『すっきり解決できない』事件となっている」のが実態だという (棚瀬 2009:10)。さらに、現在国内での離婚後の別居親の面会

交流の最たる例が月に一度というのも、別居しても親子関係を継続したい、あるいはそうすることが必要だと考えている親にとって、あるいは別居家族の中で成長する子どもの最善の利益を充たす上で貧困であると指摘している（棚瀬 2009:10）。

こうした「すっきり解決できない」家事事件の増加を背景には、現在の日本では子どもからの視点、すなわち「子どもへの最善の利益」という概念に基づくその具体的実施策が、未だに様々な点で家裁や民法等の諸制度との軋轢をおこしていることが指摘されている（横田 2011）。平成 23 年の民法改正によって、子どもの養育や面会交流については「子どもの利益」が最優先されることが明記された。しかし、上記のような批判が、専門家のみならず配偶者や子どもとも離別を経験した当事者たち自身からも積極的に挙げられるようになってきている（青木 他 2012; 堀尾 2013）。例えば、離婚後に親権を得られなかった親と子の面会交流の促進、及び共同親権の実現を求めて全国的に活動しているある当事者団体は、団体参加者たちが直面した体験を元に、こうした問題について以下のように訴えている。

そもそも二人で子どもをなしたのですから、二人で子どもを育てるのが原則です。その責任を果たさない親に対しては、他方の親に養育にかかわるように求める権利があります。面会をしなかったりさせなかったり、養育費を払わなかったり受け取らなかったり、認知をしなかったり、養育費責任を果たさない親に、責任を果たすように他方の親が促すのは当然のことです（青木 他 2012:27）。

離婚に伴う原因がいかなる内容であれ、あるいはそこに携わる（元）夫婦（あるいは法的制度によらない親密な間柄）の感情的なコンフリクトがいかなる状況であれ、養育者としての二人と子どもの関係性は子どものこれからの長い人生をより安心して豊かにするために担保されなければいけないという議論が増加しつつある（Ahrns 2006; Elissa & Catherine 1999; Pedro-Carroll 2015）。その主題は、親としての子どもの対する養育責任や義務といった次元を超えて、家族という親密な関係性の基本的なあり方を巡る持論であり、そのことが結果として将来長期間にわたる「子どもの最善の利益」を保障しようという意識に基づく。この家族観は、婚姻と離婚の選択により、個人が自身の幸福追求のために親密な関係性の（再）編成について保証されているのと同様、子どもにおいてもまた一人の個人としてその幸福を保証されるべきであるという意識の表れであると判断することもできるだろう。こうした個人を、そして家族を巡る現代の社会意識、すなわち個人主義の台頭において、当事者の間にはそうした意識感覚と家族を規定する法律や家族支援制度を見直す必要があるという認識が広まりつつあるように思える。そのことは、「自分たちにとってふさわしい家族のあり方」を巡り、社会意識や制度の変革を訴える声をあげることもつながるだろう。離婚する親だけではなく、それに携わる子どもたちも当事者としてその立場を等しく尊重するその立場から、二十一世紀の日本社会において、子どもを含む家族構成員の全てにとって最大限に望ましい関係性のあり方を模索する一つのあり方として、別居後の「共同養育」を機能的に実践することが課題となる。

しかしながら、こうした個人化した社会における家族のあり方は、家庭内の紛争の解決をその家族

にのみ責任を負わせる自己責任論ではないことに注意をしておきたい。近代以前の社会において、家族とは個々が社会的な機能を有する単位であり、近代社会において分化した様々な機能的役割を包括したシステムであったと言える。しかしながら、近代社会の理論が示すのは、家族内の様々な機能が社会の中で分化し、専門集団に委ねられるようになったという点である。この専門化された集団間の複雑な連携により、近代社会はこれまでは見られなかった高度なパフォーマンスを実現している。法、政治、経済、教育、そして個人（意識）など、現代社会には家族を外部から支える様々な専門的な機能システムが存在している（Luhmann 2009=1998）。こうしたシステム間の連結によって、個人、そして個人が営む家族は子どもを含む全ての構成員に、より高度で多岐にわたる社会的機能を付与してきた。仮に家族紛争の解決を家族の責任に負わせるのであれば、私たちはこうした近代社会の達成した恩恵そのものを、自ら解体することにはならないか。そうした点においても、家族の問題は、その構成員達の個人的な問題でありながら、社会全体のシステムの中で解決されていかなければならないのではないだろうか。

家族という親密な関係性の破綻に直面し、それを乗り越えていくのは夫婦だけではない。両親の離婚を経験する子どもたちは、居住地の移動などによる生活環境の物理的な変化と、離婚した別居親との（一時的）離別における心理的な変化を経験し、生涯そのことに向き合い続ける（Kalter 2009=2006; NPO 法人 Wink 2011）。離婚後の共同養育は民法 766 条 1 項にある「子どもの最善の利益」そして、日本も批准している「子どもの権利条約」のいずれをも、離婚にまつわる家族紛争の最重要課題とみなし、それに対して具体的な実行力を伴う取り決めが必要となる。それを離婚家族での私的な取り決めにゆだねるのではなく、こうした事態に機能する公的制度として実施される必要がある。だが、人間関係の中でも最も親密な関係性として、親子関係は別居の後も持続する問題であるにもかかわらず、「親権」「監護権」「面会交流」といった法的な権利義務や、継続的な共同養育を実行させるための制度を中心とした議論において、そもそもそうした諸制度やそれに由来する取り決めが現代家族の実態とはかけ離れたものとなっていることが多いのもまた事実である。

そこで本論では、この事件において、「子の最善の利益」に焦点を当てた共同養育が、司法判断によらない包括的な支援機構によってどのように取り組まれているのかを検討する。その一つの事例として、2006 年にオーストラリア連邦政府によって全国に設置された Family Relationship Centre (FRC) を紹介する。そこでは、家事事件手続きにおいて最も参照されるべき原則が、親の離婚後も継続して子どもにとって最も安心できる場所において養育が実現されると共に、別居関係にある両親のいずれとも持続的かつ頻繁な交流が実現され続ける。同組織は当事者である家族のみならず、社会の様々な専門組織との連携においてどのように運営されているのかを考察するための好例である。それに先駆け次章では、日本の家事事件手続きにおいてその「標準」として想定されてきた家族モデルが、現在の家族紛争においてむしろ障害となっていることを指摘する。次いで、「良い離婚」の概念、そして先進諸国における離婚後の共同養育の多様性を挙げ、個人化する家族の両親と子ども（あるいは祖父母等の拡大家族）を含めた全ての家族構成員に保証される制度的支援のあり方として FRC を紹介し、その事例から、家族の個人化「と」社会的な包括的支援のあり方の両立について検討する。

2. 「標準」的な家族モデル再検討—家事手続き事件数の増加から

本年度の最高裁判所長官挨拶では、増加する家事事件に対し、現行の司法制度とそれに携わる職員の意識はより現実に添ったものに発展していかなければならないことが説かれていたことはすでに確認したとおりである。しかし、日本の現行の家事司法の問題を指摘する声は少なくない。米国の判事としての経歴を持ち、英米法の専門家として日本の法制度の比較研究を実施しているコリン・P・ジョーンズは、家庭裁判所での離婚調停や裁判に従事する専門家たちの「専門性」について自著にて疑問を投げかけ、同居家族が別居家族へと移行する際の手続き上の問題点を指摘している（Jones 2007; ジョーンズ 2011）。例えばジョーンズは、日本の家庭裁判所における調停委員選出の基準が、法律などの専門家を一定数は選定しながらも、その多くがこうした事件を扱う際に必要な「科学的」あるいは「客観的な」知識に基づく判断を与えることのできる専門家としてのキャリアを有するにはいたらないのだと言う。また、こうした調停委員の多くが、自身の個別「経験」を、当事者たちの調停の際の判断の準拠として採用し、担当裁判官への報告を実施しているとして、構造的な客観的判断の欠如が生じているという。

さらに、裁判官が調停委員からの報告をほとんど検討することもなく採用することが多く、日本では事実認定の多くの判断を調査委員にゆだねられているということも問題視されている（ジョーンズ 2011:78-79）。ジョーンズは、調停が不備に至り審判が必要となる際、その判断情報を報告することになる家庭裁判所調査官についても同様の指摘をしている。続けて、日本の家庭裁判所では、家庭裁判所調査官を「人間諸科学の専門家」とであると明確に謳われているにもかかわらず、実際の調査官要請科目を見る限り人間諸科学の多岐にわたる専門性に不十分な内容であると判断し、調査官の「専門性」を疑問視している。その上、こうした手続きにおいてより高度な専門知識を有する外部の専門家の「見解」がほとんど参照されないままに終わることにも疑問を呈している（ジョーンズ 2011:80-85）。水野紀子も同様に、戦後に日本において創設された家庭裁判所は家事調停を主要な紛争解決手段として制度化したが、その数が少ないという構造的要因から、家事事件における調停手続きが機能的補完を担ってきたという。しかし、調停による互譲の原則と、調停委員の人間科学の専門知識の不足ゆえに、委員が当事者に対して客観性に欠ける見解を「説く」ことがしばしばあることを指摘している（水野 2013:271）。

他にも、家事事件、とりわけ子どもの親権や面会交流については、「調査官のひとことが親子に生涯にわたる影響を与える」にもかかわらず、日々の膨大な業務に携わる家庭裁判所に従事する人々にとって合理化された業務手続きにより、事件がないがしろにされているのではないかという批判も、研究者と当事者双方から挙げられている（青木 他 2012; 棚瀬 2009）。その多様性と流動性を鑑みれば現代社会における家事事件手続きについては、従来の司法の場において規範モデルとして暗黙の前提となっていた家族観や親子関係（母子関係・父子関係）が、現実の実態にそぐわないという事態が頻繁に起きていることが、国内のみならず海外での多国間の比較調査でも明らかである（Fehlberg et al. 2011）。そこで、事件に携わる職員に家事事件手続きにおける「専門性」が、現実の家族あるいは、

それを取り巻く社会制度の実情をどの程度反映しているのかという問いが明らかとなる。それに携わる専門家が、そうした実態をいかにして担当する調査や判断に採用しているのかという点について、「常に実情に即した問題意識を持ち、新しい発想と創意工夫」(裁判所 2015:6) がそれほど意識されているのか、そのことを改めて問題提起する必要がある。

3. 「良い離婚」を巡る家族社会学的考察

現代日本において家族の多様化と流動化は社会の「個人化」による不可避の事実である。これに伴う家族の多元化は、例えば離婚の増加にその顕著な例を見ることができる。しかし、制度的な解体に伴い、やがて「家族」が終焉を迎えるということではない。家族の構成員やその関係性が生涯のうちに変容していくことを前提とした上で家族のあり方を考えることが、現代家族に必須の前提条件となりつつある (Stepfamily Association of Japan・野沢 2015)。両親の離婚という事態を、家族関係の崩壊、あるいは子どもと別居親との関係性の消失とみなすような、いわば家族に対する「運命」観は退けられる。現代において、同居家族のみならず別居家族もまた多様な家族の一つのあり方なのであり、家族に関する制度的支援についても、家族の個性にかかわらず子は常に最善の利益を得られる制度設計が必要となる。

個人化のもとに多元化する現代の家族に対する支援を考えると、離婚後の監護権や親権、そして共同養育については「良い離婚」(good divorce) を促し、そしてそこから別居家族とその子どもへ持続的な最善の利益を考える、という主張がある。「良い離婚」とは、米国の家族社会学者コンスタンス・アーンズ (Constans Ahrons) が、現代社会の多様化する家族関係において、従来の家族規範の再検討を施しつつそれぞれの構成員にとって最善の利益を得ることのできる家族関係のあり方を論じた概念である (Ahrons 2006)。「良い離婚」とは、夫婦が別居の後もお互いの家族の生活を破壊することがなく、子どもたちが両親との関係性を持続できるような新しい関係を始めるために最適な結末を迎えることである。子どもたちと両親たちは離婚後も良好な関係を持ち、それぞれが別の場所で生活を営みつつも、関係としての「家族」は維持される (Ahrons 1995:vi)。

アーンズは、現代社会における同居家族の破綻を社会の中で多くの人が経験する出来事であるとみなし、それは誰にでもありうることであるがゆえに特殊な事例でもないとする。しかし、それを従来の規範的な同居家族を前提とした判断基準と制度的な解決策にゆだねては、家族構成員の全ての最善の利益 (とりわけ子どもの最善の利益) を担保することができない。この事実を前提とし、例えば別居家族のような現代的な、そしてそれぞれが一層個別の状況に置かれている家族のあり方を再考する (Elissa & Catherine 1999; Pedro-Carroll 2015)。このことは、離婚率の増加のみならず家族関係そのものが多様化し、家族を巡る制度的、文化的規範との不一致が顕著になりつつある日本での事例を考える上でも十分参考に値する。アーンズは次のように述べている。

これまで私たちは、良い離婚例を見ないようにすることで、悪い離婚例を標準として認識してきた。同時に、離婚した親とその子どもは、自分たちの生活での実態とは異なる不正確な考え方を耳にして、自分たちは異常で批判の対象となっていると感じさせられてきた。今こそ、このような時代遅れで悪意に満ちた考え方を捨て、現実を認識し、その実態を正確に反映した新しい考え方と入れ替えるべきではないだろうか (Ahrons 2006=2004:41)。

アーロンズの唱える「良い離婚」は、まずもって従来の規範的な家族モデルから一時的に距離を置いてみること（そのことが離婚を「悪い」ものとして規範的な尺度から判断することからも距離を置くことができる）、そして対象となる家族における個々の家族構成員の役割について、当事者及び支援者が事実に基づく適切な理解をもって目指さなければならない（このことが、現代家族における「現実」を直視することになる）。その過程は、多くの個別性が伴う困難な道りである¹。当事者や司法関係者のみならず、カウンセラーやソーシャルワーカーといった個別事例に高度な専門性を発揮する支援者の介入も不可欠であろう。いずれの場合も当事者と支援者が等しく共有すべきことは、何よりも子どもの最善の利益でもある。家族に対する法整備や社会保障制度の全てが、このような現実の家族に適切に対応しうる基準を持って実施されるとき、決して容易ではないが、「良い離婚」が可能となる。アーロンズのこの主張は、家族が同居していたという過去の事実、そして別居等を伴う現在の関係性という事実のみをその判断材料とするのではない。あるいは離婚調停や審判、その後の訴訟の際子どもの親権や監護権を「継続の原則」という現状維持の視点にゆだねることなく、将来持続的に良好な関係を築き合うために必要な合意や取り決めが、現在の地点から将来へ向けて十分に吟味されておく必要を示していると言えよう。

4. 欧米諸国における共同養育—比較事例研究から

欧米を中心とした先進諸国では日本に先駆けて離婚率が著しく上昇し、1970年代から80年代にかけ、離婚後の別居家族における子どもの共同養育についての法的・制度的ガイドラインの適正化が徐々に進められてきた（比較法研究センター 2014）。今や、アジア諸国でも同様の傾向が見られる（Jones 2013）。このことは、個人主義化と家族観の多様化、伝統的で画一的な家族規範の弱体化が急速に進んだことを背景としている。こうした状況で、各国政府は、家族の実情に合わせた「現実的」な法整備と制度の適正化を模索している。この「現実的」な方法は、離婚により生じる別居家族も一つの家族のあり方と見なし、多様化する家族の中の一形態という前提としてとらえることに近い。従来の規範的な家族観を前提とした制度設計では、現状に即した有効な手段を実現するためには機能不全を起しつつある。欧米諸国ではいわゆる「良い離婚」についての社会的な合意が形成されつつあるこ

¹ こうした別居家族の戸惑いを、子どもの視点から描いた映画として「イカとクジラ」（ノア・バーバック監督、2005年）を紹介しておく。

とから、断続的な制度改革が進められてきていることがうかがえる。また、こうした判断に従事する専門家に対し、現在の実情を客観的に判断し、自身の知識と経験を常に更新することに意欲的であり、そこから担当する個別の事例に最適な判断を与える能力が一層求められている。

2011年に提出されたオックスフォード大学での調査報告書を散見すると、欧米諸国の多くで、離婚後の両親たちの共同での養育責任（parental responsibility）を所与とみなし、別居家族における共同養育（shared parenting）への「実践的」「現実的」かつ「柔軟」な政策のあり方が、調査対象となったいずれの国においても十分に吟味されていることうかがえる（Fehlberg 他 2011）。この報告書では、各国の調査事例を比較検証し、共同養育が子どもの最善の利益を充たすために法的に課せられる両親の養育責任の遂行について、過度の原則や慣習重視によらないそれぞれの家族に合った最適な共同養育や子どもの最善の利益のあり方を実現するための政策が横断的に検証されている。

この報告書で検討されている諸事例では、欧米諸国の近年の共同養育を巡る法制度の整備・改定状況をうかがえる。英国では、共同養育とは原則として両親が均等な時間子どもの養育に従事することであるが、このことは法律における「養育責任」とは別の次元での論議の対象となっている。英国では離婚後も共同親権が採用されているが、それに基づく共同養育が必ずしも時間的にも両親の厳密に均等な負担である必要はないとしている。とはいえ、ここで参照されている2009年の英国での調査では、調査に参加した別居親600名強のうち、「月に数回会っている」という回答が13%、「毎週一度は会っている」が19%、「週に数度は会っている」が22%、「ほぼ毎日会っている」が15%となっており、別居両親と子どもの交流が比較的頻繁に実施されるなど、共同養育の重要性が社会一般で認知されていることが示されている。

米国では、子どもへの直接的な（物理的な）養育＝子どもとの同居と、子どもにとっての二つあるいは通常とは異なる居住地の確保を、共同養育という枠組みの中で分けて論じる場合が多い²。別居親での子どもの養育時間は完全に均等（50対50）であるのではなく、30%～50%というところで、各州によって別居親の生活の保障と子どもの移動負担の軽減および成長に即した現実的な取り決めがなされている。とはいえ、日本における別居親との面会交流が月一回程度という「標準」に比較すれば、やはり別居親との面会交流が活発に実施されているのは間違いない。

オーストラリアでは、1975年の家族法にて共同養育とは別居親と同居親が同時間子どもを養育することであると定められたが、実際には35%～50%の範囲で共同養育が実施されている。後に紹介するように、2006年以降家族法における離婚後の共同養育に関する見直しが進められている。そのことは、今日のオーストラリア社会でも、離婚や別居家族、再婚等による家族の多様化と流動化が著しくなっていることがその背景となっている。その上で、別居後のそれぞれの両親の養育スキルや生活環境を鑑みて、子どもと親の各自個別の状況に応じ、法律による原則に過度に縛られない最善の利益に沿ったあり方が模索されている。そうした家族の現実を見据えた上で、子どもが最善の利益を得るための制度のあり方が、家族紛争の解決においてますます求められている。こうした現代家族に対

² 米国では民法は各州によって定められているため、その程度は州によって様々であることも指摘しておく。

する現実主義的な見方、すなわち「良い離婚」の実践のため、両親による養育責任を前提とした上で、制度や法整備に対し「慣例」や「標準」的な見解からの共同養育や面会交流の規定を実施することとは一線を画する内容へと変化しつつある。個々の事例に対して柔軟な対応を促すと共に、将来にわたり恒久的に子どもへの最善の利益を保証するという共通理解の上で司法的解決を目指すことが重要だとされる。「継続の原則」などの一時的判断によらず、将来の社会を担う子どもへの最善の利益を保障しうるあり方や、こうした状況が保障されない事態に対する諸専門制度のさらなる活用と連携を促進することが、今後ともますます必要であることが明らかとなっている。

5. Family Relationship Centre : 「良い離婚」と共同養育への包括的支援

そこで、こうした「良い離婚」を支援する機関の実例として、オーストラリア連邦政府が2006年から全国に設置した Family Relationship Centre (FRC) の設立背景とその活動について簡潔に紹介したい。以下、FRC の創設に中心的な役割を果たした Patrik Parkinson (2013) の論文を中心に、FRC について報告する。そこでひとまず、2014年4月にシドニーを訪問し、FRC の訪問を含めた現地調査を実施した弁護士池田清貴氏の報告を参照に、まずはオーストラリアにおける離婚簡潔を以下で簡潔に紹介する (池田 2016: 5-7)³。

オーストラリアでは1975年に制定、翌年施行された‘The Family Law Act’によって離婚制度が定められている。日本のような協議離婚は存在せず、家庭裁判所の「離婚命令 (divorce order)」によって婚姻が解消されるという徹底した破綻主義を採用している。ただし、18歳未満の子どもがいる場合、子どもの養育について適切な取り決めがなされていない場合、この命令は効力を発揮することができないとされている。離婚後の子どもの養育に関して家庭裁判所が最終的に発令する「養育命令 (parenting order)」は、「子どもの最善の利益」に沿って、「子どもの意思」「子どもと父母や祖父母との関係」「父母がこの養育に参加してきた度合い」「父母の扶養義務の履行程度」「子どもまたは家族に関わる一切の家族間暴力等」といった理由を考慮する必要があると定められている。また、養育命令の発令に際し、平等な養育責任が適用される。こうした家族法の基礎概念について Grayer は、「オーストラリア家族法には、別居後の子どもが親の養育義務と共に両親と交流する (養育される) 権利を保証しているが、『親の権利』なる概念は認められない」と述べている (Grayer 2011)。

FRC とは、オーストラリア連邦政府予算によって、各地域で活動する NGO がその活動中心の母体となっている機関である。FRC は家族に関する包括的な問題解決の支援を担う機関として設けられているが、とりわけ離婚後の別居家族による共同養育の支援をその中心的な課題とし、情報提供、具体的アドバイスや当事者の調停などにまつわる活動を実施している。2006年の15箇所のFRCの設置を皮切りに、2013年現在オーストラリア全土に65箇所のFRCが設置されており、常におよそ30

³ その他、2012年の家族法改正により子どもを親の暴力から守るための具体的な手付きが進められたことや、NGOによる面会交流支援の状況、養育費 (child support) 等の制度について、簡潔ながらも多岐にわたる内容についての報告が実施されている。

多元化する家族とその社会的支援
—別居後の共同養育事情を中心として—

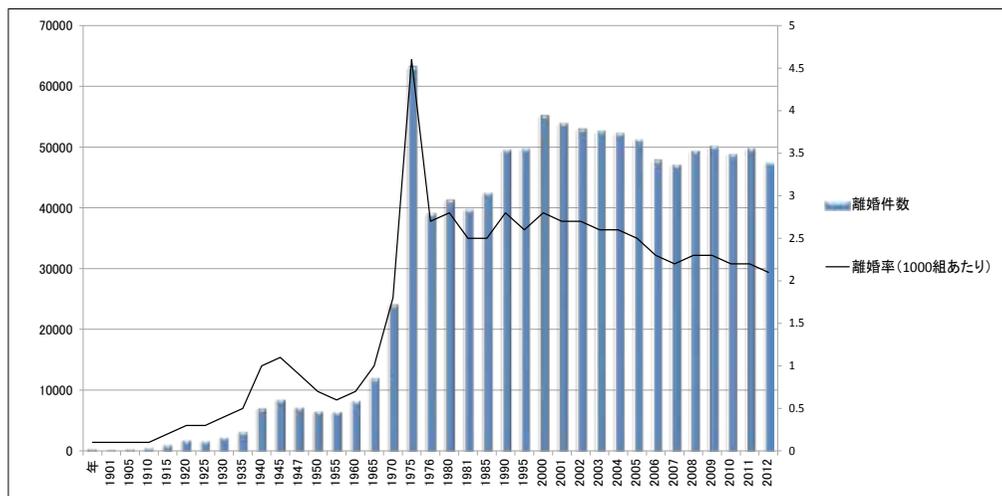


図2 オーストラリアにおける離婚件数と離婚率の推移 (1901-2012)

出典：Australia Institute of Family Studies (2016) をもとに筆者作成

万人のクライアントへの事業提供が可能と試算されている。

FRC が連邦政府の出資により全国に設置されたのは2006年のことであるが、これ以前にオーストラリアでは、1980年代中頃から、家事紛争への支援を家庭裁判所から地域で活動するNGOに徐々に移管してきた経緯がある (Moloney 2013)。この背景には、社会変動に伴い1970年代頃から離婚率が著しく増加し、家庭裁判所への負担が著しく増加したことが背景であろう (図2参照)。その結果、オーストラリアの家族法において、1995年の改正で「親権」概念に代わり「親責任」概念が導入され、離婚後の共同養育への明確な責任が確認されるようになった。FRCが設置された2006年の家族法の大規模な改正では、離婚裁判に伴う「養育命令」での平等な共同責任の指定や、裁判外での「家族紛争解決手続 (Family Dispute Resolution, FDR)」の前置主義 (FDRでの紛争解決を第一条件とし、それが解決の糸口を見いだせない場合、家庭裁判所にて離婚の申し立てを行う) が法律に盛り込まれた。

他の先進諸国の例に漏れず、オーストラリアでも離婚の増加の背景に宗教的道徳や家庭内性別役割規範への信頼の低下により生じる個人主義の拡大と文化的価値観の多様化が存在する。1960年代後半から70年代という時期は、日本も含めて先進国の多くの国々で、従来の社会的規範や道徳に対する疑念や挑戦、新たな社会的価値の模索が急激に進んだ時期である。その結果、日本などのアジア先進諸国に先駆けてオーストラリアも含む西欧諸国にて、この時代に未婚化、晩婚化、離婚の増加、そして少子化などが進行するいわゆる「第二の近代」が始まった (落合 2019:10)。個々の社会によりその速度と規模は異なるが、地方でこの「第二の近代」の到来は、第二次世界大戦後の福祉国家の見直しを掲げる「小さな政府」が徐々に構想される時期にもなった⁴。先進国における現在の様々な実施政策の導入は、こうした社会変化を背景としているのである。

2001年になると、オーストラリアでは連邦政府により設置された「家族法への道諮問グループ」

(Family Law Pathways Advisory Group) 委員会が、家庭裁判所による家族法に基づく家族紛争の手続きは、家族問題に対する「一つ」の方法に過ぎないとして、より多面的な問題解決のあり方の必要性を提示した。ここで重要とされたのは以下の三点である (Parkinson 2013:197-198)。第一に、親教育と法的助言による(当事者の)自助 (self-help)。次に、情報提供や教育活動にとどまらず、カウンセリング、調停、経済的支援や必要最適な法的支援などに当事者に実際に必要な支援を届けること。最後に法的措置への経路である。この委員会の提言の特徴は、ひとつに家族問題の解決支援が(その早期解決、あるいは「予防」も含め) 法的手段によらない多面的な内容であることを強調している点である。また、自助という原則に基づき、当事者に対してその問題解決に自発的に関与する責任を明確にしているという点であろう。

FRCの主な目的は、家族問題のなかでもとりわけ両親の別離に伴い生じた別居家族の共同養育に対する early intervention (早期介入) とされている。こうした早期介入の趣旨に基づく実践内容として、いわゆる「親教育」と呼ばれる別居家族の共同養育に関する教育的支援や、紛争が生じた場合(あるいは生じている場合)の調停を引き受けている。これらの活動の特徴としては、事態が生じた後の介入を測るだけでなく、別居家族の個々の生活環境の変化により様々な問題が生じるまさにその瞬間に介入をはかるということである。さらに、共同養育だけではなく、離婚と別居に伴う当事者の心理的な問題や、その原因あるいは後発的に生じる家庭内暴力への介入など、幅広い家族紛争をその対象としている。

FRCのクライアントとみなされている当事者もすでに別居状態にある、あるいは移行している親ばかりではなく、それに先駆けた関係修復や問題解決に向けたカウンセリングも実施している。カウンセリング内容には、ギャンブルやアルコール依存、経済的問題、アンガーマネジメントなども含まれている。また、両親のみならず、両親の別居に伴い孫と疎遠にならざるをえなくなったことを問題視する祖父母もその支援の対象としている。そのため、FRCは「単なる離婚や調停の拠点ではなく(家族)関係そのものに対する拠点」(Parkinson 2013:196)と位置付けられ、具体的には、(1) 家族関係の強化(2) 家族が共にあることの支援(3) 別居家族への支援、が三つの使命としてあげられている。

このように、FRCは、家族が共にあり続けることをその支援策の原則とする。だが、夫婦の親密性の変化に伴う別居家族に生じる問題に対する早期介入による問題の予防を実践しながらも、別居家族のような家族の形態そのものの多元性を否定するのではないと言う点に特徴がある。この点で、FRCにおける relation(s) とは、この点で家族制度規範にもとづく(役割)関係性というより、個々の家族がその中の「子どもの最善の利益」を保証しうるためのプラグマティックな概念であると理解することができる。こうしたある意味形式的な規範にとらわれない支援は、FRCが担当する地区の地域性や居住者の多様性を反映し、それぞれの地区において独自の活動を展開しているという点である。

⁴ 現代福祉国家における家族政策へのこのような見直しは、各国共通のものとなりつつある。この変化を、新自由主義政策と関連づけた政治学的な視点から分析することが可能である。現代の家族やセクシャリティを巡る法制度の変容については、Leckeyの考察を参照 (Leckey ed. 2015)。これについては、社会システム間における家族機能の再編という社会理論的な視点から検討することもできるだろう (e.g. Lhumann 1990)。

しかし、2006年の設立以来、家族に関する様々な問題に携わる包括的な専門的支援期間であるFRCについては、その支援内容についてこれまでに様々な視点からの評価や提言がなされている。例えばBerryらは、シドニーにおけるFRCにて31人の被験者を対象とし、別居後の親教育の実施が、親子の良好な関係の構築と、元夫婦の間の不和の改善に与える影響を実施した(Berry et al. 2010)。その結果、別居後の親教育の効果は、子どもを主として養育するか否かでその肯定的な影響が異なることを発見したが、他方で元夫婦の関係改善にはそれほど影響しなかったことを検証し、FRCにおける支援制度のさらなる改善が望まれることを指摘している。次に、Moloneyらは、2009年に豪州連邦法務長官によってFRCを介し、別居親や家族が早期に法的支援を受けられるために発令されたプログラム(Better Parentships' Program)を検証し、こうした制度的改善がFRCに求められたその背景を明らかにしている。(Moloney et al. 2011)。さらには、個人主義の結果としての家族の多様性のみならず、多文化社会でもあるオーストラリアにおける家族支援のあり方として、Ojelabiらは、社会の文化的多様性を背景に、家族紛争に対するFRCの早期介入(FDR)のあり方についてもまた、個々の家族が有する文化的背景に十分に配慮した介入が求められることを主張している(Ojelabi 2012)⁵。このように、2006年の発足以降、FRCは多元化する家族へのより効果的で包括的な家族支援のあり方を模索し続けている。

6. おわりに：離婚後の「家族」と子どもの「最善の利益」

20世紀の終わりから日本の婚姻件数は下降を続け、その反対に離婚件数は増加してきた。その現象は、いまだに最も親密な関係性である「家族」の変容とそれを取り巻く制度的側面との摩擦、社会的な観点から見直すきっかけを示している。しかし、今回の事例として取り上げた家族変容の欧米型モデルの妥当性については、若干の注意を促す必要がある。日本の現代家族のあり方について、家族社会学者である落合恵美子は、大韓民国の家族社会学者Changの「圧縮された近代」(Compressed Modernity) (Chang 2010) という概念を敷衍し、日本においても、「伝統的」な家族規範に沿った社会制度がいまだ一定の役割を担いつつ、「伝統的」規範に依拠するジェンダーや世代別役割割などが見直され、目指す理想の家族のあり方を探りつつ動きが高まっていることを指摘している(落合 2014)。ここにおいて、現代家族を取り巻く規範的な「制度」と、当事者たちが考える実態や人権意識、そして子の最善の利益などといった「意識」との間の溝が、ますます深まりつつあることをより深く理解できる。現行の法システムや司法制度の中での家事事件に対する形式的な合理性のみがされてしまうと、(例えば子どもにとっての最善の利益のように)、本来達成すべき目的合理性が見えなくなってしまうかもしれないリスクが生じるであろう。これは、ジェンダーに由来する家庭内問題が、もはや家

⁵ 2015年9月、筆者は、社会的文化的多様性の著しいシドニー中心部(City of Sydney)と、多くの難民を含む移民コミュニティを抱える郊外(City of Liverpool)で活動している二箇所のFRCを訪問した。FRCの委託業務を受けているNGOおよび、地域のコミュニティの特性を把握し、同じFRCでありながら支援の対象や、重点的に焦点の当てられている家族(紛争)が異なっていることが確認された。家族とその文化的多様性を尊重しながら包括的家族支援を実施しているFRCの活動については、また別の機会に改めて論じたい。

濱 野 健

子どもの養育に関する合意書（記入例）

作成日 平成28年 9月 1日

父		母	
氏名	ほつむ たくろつ 法務 太郎	氏名	みんし はなこ 民事 花子
住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県△△市□□町●-▲-■	住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県△△市■□町▲-■-●
電話	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	電話	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
メール	〇〇〇〇@〇〇.ne.jp	メール	〇〇〇〇@〇〇.ne.jp
勤務先	〇〇株式会社 所在地 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県△△市●●町▲-■-●	勤務先	□□株式会社 所在地 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県■□市□□町●-▲-■
子ども		子ども	
1	氏名 民事 まちる 平成28年 9月 1日生 親権者 父・(母)	2	氏名 民事 あゆみ 平成28年 8月 1日生 親権者 父・(母)
3	氏名 年 月 日生 親権者 父・母	4	氏名 年 月 日生 親権者 父・母
養育費			
支払期間		金額	支払時期
子1	平成28年 9月 1日から 22歳に達する月まで <input checked="" type="checkbox"/> 歳に達した後の3月まで <input type="checkbox"/> まで	<input checked="" type="checkbox"/> 1か月当たり 5万円 <input type="checkbox"/> 年/月分 <input type="checkbox"/> 円	<input checked="" type="checkbox"/> 毎月 25日 <input type="checkbox"/> 年 月 日 <input type="checkbox"/> 円
子2	平成28年 9月 1日から 22歳に達する月まで <input checked="" type="checkbox"/> 歳に達した後の3月まで <input type="checkbox"/> まで	<input checked="" type="checkbox"/> 1か月当たり 5万円 <input type="checkbox"/> 年/月分 <input type="checkbox"/> 円	<input checked="" type="checkbox"/> 毎月 25日 <input type="checkbox"/> 年 月 日 <input type="checkbox"/> 円
子3	<input type="checkbox"/> 歳に達する月まで <input type="checkbox"/> 歳に達した後の3月まで <input type="checkbox"/> まで	<input type="checkbox"/> 1か月当たり 円 <input type="checkbox"/> 年/月分 <input type="checkbox"/> 円	<input type="checkbox"/> 毎月 日 <input type="checkbox"/> 年 月 日 <input type="checkbox"/> 円
子4	<input type="checkbox"/> 歳に達する月まで <input type="checkbox"/> 歳に達した後の3月まで <input type="checkbox"/> まで	<input type="checkbox"/> 1か月当たり 円 <input type="checkbox"/> 年/月分 <input type="checkbox"/> 円	<input type="checkbox"/> 毎月 日 <input type="checkbox"/> 年 月 日 <input type="checkbox"/> 円
振込先 (子1及び子2の養育費の振込先)			
金融機関 〇〇 銀行 △△ 支店 口座の種類 普通・当座 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 口座の名義 ミシハナコ		その他 子1及び子2が大学等に進学した際の費用等の負担については、別途協議する。	
面会交流			
面会交流の内容		面会交流の頻度	
子1	<input checked="" type="checkbox"/> 面会(宿泊なし) <input checked="" type="checkbox"/> 面会(宿泊あり)	<input checked="" type="checkbox"/> 〇か月に 〇回程度 <input type="checkbox"/> 〇か月に 〇回程度	<input checked="" type="checkbox"/> 夏休み・2泊3日程度 <input type="checkbox"/> 夏休み・2泊3日程度
子2	<input checked="" type="checkbox"/> 面会(宿泊なし) <input checked="" type="checkbox"/> 面会(宿泊あり)	<input checked="" type="checkbox"/> 〇か月に 〇回程度 <input type="checkbox"/> 〇か月に 〇回程度	<input checked="" type="checkbox"/> 夏休み・2泊3日程度 <input type="checkbox"/> 夏休み・2泊3日程度
子3	<input type="checkbox"/> 面会(宿泊なし) <input type="checkbox"/> 面会(宿泊あり)	<input type="checkbox"/> 〇か月に 〇回程度 <input type="checkbox"/> 〇か月に 〇回程度	<input type="checkbox"/> 夏休み・2泊3日程度 <input type="checkbox"/> 夏休み・2泊3日程度
子4	<input type="checkbox"/> 面会(宿泊なし) <input type="checkbox"/> 面会(宿泊あり)	<input type="checkbox"/> 〇か月に 〇回程度 <input type="checkbox"/> 〇か月に 〇回程度	<input type="checkbox"/> 夏休み・2泊3日程度 <input type="checkbox"/> 夏休み・2泊3日程度
その他(連絡方法や面会事項等を自由にお書きください)			

図3 子どもの養育に関する合意書の記入例

出展：法務省（2016）

庭単独で解決することができない社会的な問題であるという認識についても、今後一層の議論を重ねるべきであろう。「家族」は社会の様々な機能と多元的に関わり合いながら営まれている。家族紛争への高度かつ包括的な社会的支援の発展は、今後ますますその必要性を高めることになるだろう。

そこで本論では、今日の日本社会において家族が抱える問題、とりわけ離婚後の共同養育について、家族が抱える個々の問題にそれぞれ専門分化したうえで、包括的な支援を実施する組織の重要性について、海外の事例をあげて考察した。近年、兵庫県明石市や、東京都国立市のように、養育費の支払いや面会交流の取り決めなど離婚後の共同養育計画等の具体的な策定を支援する自治体が現れるようになった。この動きは地方自治体のみならず、法務省（2016）による子供の養育に関する合意書のオンラインでの配布や（図3参照）、内閣府による政府広報での啓発（2016）など、政府も幅広い啓発を実施し始めた様子が伺える⁶。しかしながら、本論で紹介したような各国の事例の前提となっている法制度や、あるいはFRCのような多領域の専門集団で構成された包括的な家族紛争への（早期）

支援制度が、実行力のある組織として確立しつつあるとは言い難い。また、そうした社会的な支援組織が必要であるという認識、あるいは新しい家族観も、(自身が当事者にならない限り) その必要性を理解することは容易ではない。単純な近代化モデルを受け入れない「圧縮された近代」では、私達の社会、あるいは家族もまた(半ば理想化された)「近代化」の路をたどることはないだろう。しかしながら、その経験の上で、多様化・多元化する家族とそれに伴う諸事情を理解し、家族がその構成員に十分な役割を果たしうるような社会構想はますます重要になりつつある。

参考文献

- Ahrons, Constance R., 2004, *We're still family: what grown children have to say about their parents' divorce*. New York: Harper Collins. (=天富俊雄・寺西のぶ子訳, 2006,『離婚は家族を壊すか: 20年後の子どもの証言』パベル・プレス.)
- , 1995, *The good divorce: keeping your family together when your marriage comes apart*. Harper Perennial.
- 青木聡・蓮見岳夫・宗像充・共同親権運動ネットワーク, 2012,『子どもに会いたい親のためのハンドブック』社会評論社.
- Australia Institute of Family Studies, 2016, *Divorce in Australia source data*. <https://aifs.gov.au/facts-and-figures/divorce-australia/divorce-australia-source-data#rates> (2016年11月24日閲覧)
- Beck, Ulrich and Elisabeth Beck-Gernsheim, 2002, *Individualization: institutionalized individualism and its social and political consequences*. London: SAGE.
- Benedek, Elissa and Catherine F. Brown (=高田裕子訳, 1999,『離婚しても子どもを幸せにする方法』日本評論社.)
- Berry, Laine S., Gerad Stoyles and Mark Donovan, 2010, "Postseparation parenting education in a Family Relationship Centre: a pilot study exploring the impact on perceived parent-child relationship and acrimony," *Journal of Family Studies* 16: 224-236.
- Chang, Kyung-Sup, 2010, *South Korea under compressed modernity: familial political economy in transition*. New York: Routledge.
- Fehlberg, Belinda, Smyth Bruce, Maclean Mayis and Roberts Ceridwen, 2011, *Caring for children after parental separation: would legislation for shared parenting time help children?* *Family Policy Briefing* 7. Department of Social Policy and Intervention, The University of Oxford.
- Giddens, Anthony, 1992, *The transformation of intimacy: sexuality, love and eroticism in modern societies*. Cambridge: Polity Press.
- Grayer, Reg, 2012, "Family law reform in Australia, or frozen chooks revisited again?," *Theoretical Inquiries in Law* 13(1): 231-269.
- Hague Conference on Private International Law. 2013, *HCCH|Home.*, (2013年5月17日取得, http://www.hcch.net/index_en.php).
- 比較法研究センター, 2014,『各国の離婚後の親権制度に関する調査研究業務報告書』一般財団法人 比較法研究センター.

⁶ 現在では、厚生労働省からの予算を受けて、地域で活動してきた面会交流支援NPOなどに対し地方自治体が面会交流支援の業務委託を行うようになった。例えば北九州市では2016年10月より北九州おやこふれあい支援センター「こふれ」により、こうした取り組みが開始されている(2017年2月、事務所訪問にて聞き取り)。

- 堀尾英輔, 2013, 『子連れの離婚をする前に』(自費出版)
- 法務省. 2016, 「子どもの養育に関する合意書作成の手引きと Q&A」について, (2016年12月15日閲覧, http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html).
- 池田清貴, 2016, 「海外トピックス 68 オーストラリアの離婚法制と養育支援の実情」『ふぁみりお』68: 5-7.
- Jones, Colin P. A., 2007, In the best interests of the court: what American lawyers need to know about child custody and visitation in Japan, *Asia Pacific Law & Policy Journal*, 8(2): 166-268.
- , 2011, 『子どもの問題 日本の司法が親子を引き裂く』平凡社.
- , 2013, *Towards as “Asian” child abduction treaty?: some observations on Singapore and Japan joining the Hague Convention*. Asian Law Institute.
- Kalter, Neil, 2006, *Growing up with divorce: helping your child avoid immediate and later emotional problems*. New York: Free Press. (=北川玲訳, 2009, 『離婚と子供のこころ 我が子を守る実例集』創元社.)
- 厚生労働省. 2016, 「平成27年(2015)人口動態統計の年間推移」, (2016年8月25日取得, <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suikei15/index.html>).
- Leckey, Robert, ed. 2015, *After legal equality: family, sex, kinship*, New York: Routledge.
- Luhmann, Niklas, 1998, *Die Gesellschaft der Gesellschaft*. Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag. (=馬場靖雄・赤堀三郎・菅原謙・高橋徹訳, 2009, 『社会の社会1・2』法政大学出版社.)
- , 1990, *Soziologisch Aufklärung 5*. Opladen: Westdeutscher Verlag.
- Moloney, Lawre, Rae Kaspew, John de Maio, Julie Deblaquiere, Kelly Hand and Briony Horseall, 2011, “The Family Relationship Centre legal assistance services partnerships program: evolution and evaluation,” *Journal of Family Studies* 17: 258-277.
- 内閣府大臣官房政府広報室. 2016, お子さんの将来のためによく話し合っておきましょう「養育費」と「面会交流」, (2016年12月15日閲覧, <http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201611/1.html>).
- 水野紀子, 2013, 「比較法の視点から見た家族法」落合恵美子編『変容する親密圏／公共圏』京都大学学術出版会, 365-376.
- NPO 法人 Wink 編, 2011, 『Q&A 親の離婚と子どもの気持ち よりよい家族関係を築くためのヒント』明石書店.
- 落合恵美子, 2014, 「近代世界の転換と家族変動の論理—アジアとヨーロッパ—」『社会学評論』64(4): 533-552.
- Ojelabi, Lola Akin, Thomas Fisher, Helen Cleark, Vernon Balvin and Nikola Balvin, 2012, “A cultural assessment of family dispute resolution: findings about cultural appropriateness from the evaluation of a Family Relationship Centre,” *Journal of Family Studies* 18(1): 76-89.
- Pedro Carroll, Joanne (丸井妙子訳), 2015, 『別れてもふたりで育てる: 子どもを犠牲にしない離婚と養育の方法』明石書店.
- Stepfamily Association of Japan・野沢慎司, 2015, 『家族支援課家のためのステップファミリー—国際セミナー2014報告書』Stepfamily Association of Japan (SAJ).
- 裁判所. 2016, 「司法統計」, (2016年12月29日取得, http://www.courts.go.jp/app/sihotokei_jp/search_detail).
- , 2015, 「最高裁判所長官挨拶」, (2015年7月5日取得, http://www.courts.go.jp/vcms_lf/H270618_kaido_aisatu.pdf).
- 棚瀬孝雄, 2009, 「両親の離婚と子どもの最善の利益 面会交流紛争と日本の家裁実務」『自由と正義』(12月号): 9-27.
- 横田光平, 2011, 「子どもの意見・両親の権利・国家の関与—「子の利益」とは何か」『法律時報』83(12): 10-17.

Social Support Systems of Shared Parenting: Exploring its Policy and Practice in the Comparative Sociology of the Family

Takeshi Hamano

Abstract

In Japan, as divorce numbers have increased, so have disputes in separated families over breaches of child visitation arrangements (including child support). Insisting upon the significance of the changing social status of shared parenting after divorce in Japan, both some juridical professionals and the parents involved are seeking more functional social support systems to deal with it, as well as the possibility of reforming Japan's family law. As such, in reviewing rising claims of family disputes, this article explores the ways in which the family today can deal with this complicated matter, in conjunction with public, non-judicial family support instruction. In so doing, it first attempts to describe the ways in which troubles with child visitation in the Japanese separated family has lately been problematized. Then, regarding the concept of "good divorce" as a key idea in the construction of parenting in a separated family, it reviews the principle of shared parenting by divorced families in several Western societies. Finally, briefly introducing the role of a government-funded institution of multi-family support established in Australia in 2006, this article will consider the ways in which different shared parenting circumstances are both flexibly and inclusively supported by the public sector, as well as by the private efforts of each family for the best interests of the children.

Keyword(s): divorce, shared parenting, good divorce, Japan, Australia, Family Relationship Centre